

題名

三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例

目的

第1条 食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする

定義

第2条第5号 安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能が維持増進され、及び環境への負荷の低減が図られる農業生産活動をいう

それぞれの役割等

第4条 県の責務

- ・基本理念にのっとり、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等を策定し、これを総合的かつ計画的に実施する
- ・農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長する
- ・施策の実施に当たっては、市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、協働する

第5条 農業者等の役割

- ・基本理念にのっとり、食を担う農業の振興及び農村の活性化に主体的に取り組むとともに、農業の振興及び食料自給率の向上に寄与するよう努める
- ・県、市町、食品産業事業者その他関係者との連携協力を努める
- ・農業生産等を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努める

第6条 県民の参加等

- ・食に関する知識並びに農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努める

県の取組

第7条 推進体制の整備

農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、施策等を推進するための体制を整備する

第8条 財政上の措置

食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

第9条 基本計画

基本理念にのっとり、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を定める
第2項第1号 基本的な方針及び食料自給率その他の主要な目標等を定める

基本理念

第3条 基本理念

食を担う農業の振興及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれること並びに農産物の生産拡大等の促進及び地産地消の推進を図ることで自給力を高め、食料自給率の向上につなげていくことが重要であることに鑑み、その実現を図るために、次に掲げる事項が行われることを基本としなければならない

第1節 農業生産の振興及び安全・安心な農産物の安定的な供給の促進

県民をはじめとする消費者の期待に応えるため、安全・安心な生産が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること

第2節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること

第3節 地域の特性を生かした農村の振興

農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること

第4節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

県民と農業者等の相互理解の促進を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、新たな価値創出の促進が図られること

基本的施策等

第10条 水田農業の振興

第11条 園芸農業の振興

第12条 畜産業の振興

生産の拡大の促進を明記

第13条 販路の拡大及び合理的な価格形成の促進を規定する条を新設
農産物の魅力の発信、地方卸売市場の活性化、食育及び地産地消を通じた消費者の需要の拡大、食品産業事業者、観光事業者その他関係者との連携の促進、輸出の促進その他必要な施策を講ずる項を新設

第2項 農産物の価格形成に当たり、持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、消費者、農業者等及び食品産業事業者の相互理解の促進その他必要な施策を講ずる項を新設

第14条、第15条（略）

第16条 多様な農業経営の確立

目的に「力強い農業構造の確立に向けて、」を明記

第3項 多様な農業者等により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずる項を新設

第17条 技術及び知識の向上

第2項 普及指導員等の技術及び知識の向上をはじめとする体制の充実を図るとともに、農業者等に対する技術及び知識の普及に努める項を新設

第18条 農地の有効利用等

農地の利用の集積、遊休農地の利用の促進を講ずる

第2項 生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備及び保全の推進

第19条 農村の総合的な振興

農業者等が行う地域の特性を生かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進

第20条 多面的機能の発揮及び中山間地域等の振興

多面的機能が発揮されるよう、農地、農業用水その他の農業資源の適切な管理の促進

第2項 中山間地域等における農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための施策を講ずる

第21条 野生鳥獣による被害の防止
農業及び農村の生活環境に係る被害の防止を図るため、人材の育成、被害防止策の開発及び普及、野生鳥獣の適正な捕獲等の促進

第22条 新たな価値の創出を図るための取組の促進

第5号 収益の向上を目指し、農産物又はその加工品の魅力を高め、ブランド化を推進する等付加価値の向上及び創出を図る取組の号を新設

第23条 認証制度等の推進

第3号 県民が消費する農産物の県内生産の拡大を促す等地産地消を一層推進する施策を明記

第24条 食育及び地産地消を通じた県民と農業者等の相互理解の促進

第3項 県民の食生活の様々な機会において、地産地消に関する取組が進むよう、消費又は利用の促進を明記

第4項 食育及び地産地消に関する気運を醸成し、県民運動として展開できるように「みえ地物一番の日」を別に定め、広報、啓発を講ずる項を新設

第25条 地域の特性を生かした食を担う農業の振興及び農村の活性化に向けた支援

集落等の地域、産地単位等で構成する団体による農業及び農村の資源を有効に活用して行う取組を総合的かつ効果的に支援するため、計画の策定及び当該計画に基づく活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずる

三重県民の森指定管理者審査基準

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点	申請者A	申請者B	申請者C
1 県民の平等な利用の確保					
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針や重点課題設定が県の基本方針と合致しているか	10			
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	10			
	社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について配慮しているか	10			
②成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定され、自己評価の体制及び基準は確立されているか	10			
③企業(団体)の社会的責任	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か	10			
小 計		50			
2 三重県民の森の適切な維持管理					
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	管理基準を満たしたうえで、維持管理レベルを向上させる工夫がなされているか	15			
②維持管理について新しい発想、新しい観点からの提案	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組が提案されているか	15			
③自然植生の維持管理の方法	長期的な視点に基づいた管理方法であるか	10			
	生物多様性の確保を配慮した管理方法であるか	10			
④利用者の安全確保策、事故防止策、施設の巡視点検、危険箇所等の早期発見やその措置	利用者の安全確保・事故防止策は具体的で効果的なものか	20			
	危険箇所・損傷箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	15			
⑤緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対策は適切な提案がなされているか	15			
	緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は、適切に提案されているか	15			
⑥個人情報保護	個人情報保護に配慮する体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5			
⑦情報公開	情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5			
小 計		125			
3 三重県民の森の効用の最大限発揮と県民サービスの向上					
①自然体験型イベント(自主事業を含む)の実施	年間を通じ、適切な時期にイベントが計画されているか	15			
	独創的な内容のイベントが提案されているか	15			
②自然学習展示館の活用	自然環境学習のための施設として、効果的な活用方法が提案されているか	15			
③森林の活用	森林公園として、施設の植生等を生かした将来的な利活用の提案がなされているか	15			
④森林教育の基本理念及び学習の機会の提供	「三重の森林づくり条例」の基本理念と合致しているか	15			
	自然環境について十分な知識を有しているか	20			
⑤三重県民の森の利用者数増大策	三重県民の森の利用者数を増加させる方策が提案されているか	25			
⑥施設利用者、自然体験型イベント参加者の満足度向上策	利用者、参加者の満足度向上の為の方策が提案されているか	25			
⑦三重県民の森の情報発信	三重県民の森で行われるイベント等の情報について、適切な発信方法が提案されているか	15			
⑧他団体・地域との連携	施設の効用を高めるため、他の機関や団体等との連携が具体的に提案されているか	15			
⑨住民参画	三重県民の森の管理及び運営について、地域住民等が参加できる提案がなされているか	15			
⑩利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	15			
⑪利用者サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	20			
小 計		225			
4 管理に係る経費の効率性					
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10			
	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	10			
	県費負担軽減につながっているか	10			
②コスト削減の考え方	実効性がありかつ創意工夫のある経費の効率化方策が提案されているか	20			
	小 計	50			
5 管理に必要な人員及び財政的基礎					
①職員の雇用形態、勤務形態、業務内容	組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか	10			
②職員の配置、勤務ローテーション	人員配置及び勤務態勢が適切なものとなっているか	10			
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	10			
④持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか	20			
小 計		50			
合 計		500			

三重県上野森林公園指定管理者審査基準

審 査 項 目		審 査 基 準	配点	申請者A	申請者B	申請者C
1 県民の平等な利用の確保						
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針や重点課題設定が県の基本方針と合致しているか	10				
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	10				
	社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について配慮しているか	10				
②成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定され、自己評価の体制及び基準は確立されているか	10				
③企業(団体)の社会的責任	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か	10				
小 計		50				
2 三重県上野森林公園の適切な維持管理						
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	管理基準を満たしたうえで、維持管理レベルを向上させる工夫がなされているか	15				
②維持管理について新しい発想、新しい観点からの提案	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組が提案されているか	15				
③自然植生の維持管理の方法	長期的な視点に基づいた管理方法であるか	10				
	生物多様性の確保を配慮した管理方法であるか	10				
④利用者の安全確保策、事故防止策、施設の巡視点検、危険箇所等の早期発見やその措置	利用者の安全確保・事故防止策は具体的に効果的なものか	20				
	危険箇所・損傷箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	15				
⑤緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対策は適切な提案がなされているか	15				
	緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は、適切に提案されているか	15				
⑥個人情報保護	個人情報保護に配慮する体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5				
⑦情報公開	情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5				
小 計		125				
3 三重県上野森林公園の効用の最大限発揮と県民サービスの向上						
①自然体験型イベント(自主事業を含む)の実施	年間を通じ、適切な時期にイベントが計画されているか	15				
	独創的な内容のイベントが提案されているか	15				
②森のまなびやの活用	自然環境学習のための施設として、効果的な活用方法が提案されているか	15				
③森林の活用	森林公園として、施設の植生等を生かした将来的な利活用の提案がなされているか	15				
④森林教育の基本理念及び学習の機会の提供	「三重の森林づくり条例」の基本理念と合致しているか	15				
	自然環境について十分な知識を有しているか	20				
⑤三重県上野森林公園の利用者数増大策	三重県上野森林公園の利用者数を増加させる方策が提案されているか	25				
⑥施設利用者、自然体験型イベント参加者の満足度向上策	利用者、参加者の満足度向上の為の方策が提案されているか	25				
⑦三重県上野森林公園の情報発信	三重県上野森林公園で行われるイベント等の情報について、適切な発信方法が提案されているか	15				
⑧他団体・地域との連携	施設の効用を高めるため、他の機関や団体等との連携が具体的に提案されているか	15				
⑨住民参画	三重県上野森林公園の管理及び運営について、地域住民等が参加できる提案がなされているか	15				
⑩利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	15				
⑪利用者サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	20				
小 計		225				
4 管理に係る経費の効率性						
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10				
	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	10				
②コスト削減の考え方	県費負担軽減につながっているか	10				
	実効性がありかつ創意工夫のある経費の効率化方策が提案されているか	20				
小 計		50				
5 管理に必要な人員及び財政的基礎						
①職員の雇用形態、勤務形態、業務内容	組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか	10				
②職員の配置、勤務ローテーション	人員配置及び勤務態勢が適切なものとなっているか	10				
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	10				
④持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか	20				
小 計		50				
合 計		500				

(別紙様式 3)

三重県民の森事業計画書の要旨

申請者名	NPO法人ECCOM
県民の平等な利用の確保に関する事項	「人にやさしく、森にやさしく、生きものにやさしく」。様々な利用者にとって安心して快適な公園であると同時に、自然とともに成長できる場所であることを目指します。 その実現に向けて、私たちは行政の代行者としての基本姿勢に立ち、「人も自然も笑顔になれる公園」を理念として、設置目的や基本方針を遵守しながら、受け身的な管理にとどまらず、能動的かつ創造的に県民の森の価値を高めます。 「公の施設」である県民の森の管理運営においては、高い倫理性・公共性・透明性をもって臨み、利用者の公平・公正な利用の確保、社会的弱者への配慮等により、県民の平等な利用を確保していきます。 また、1980 年開園後 45 年が経過し、施設の老朽化、樹木の老木化、植生の遷移による変化、地形の変化による課題が顕在化しており、次の 50 年を見据え、これらの課題に対して抜本的かつ前向きな対応を行うべく、「Reborn (リボーン)」をコンセプトに掲げ、県民の森の新たなステージへの転換を図ります。
県民の森の適切な維持管理に関する事項	県民の森の設置目的である「県民の心身の健康の増進及び森林教育の振興に寄与」し、生物多様性の保全と自然とのふれあいの場としての機能を十分に発揮するためには、まずすべての利用者にとって安全・安心・快適な空間であることを最優先とし、仕様書に定められた管理基準を確実に満たし、園内を常に良好な状態に保ちます。 このためには、県民の森の適切な維持管理を計画的かつ効率的に行う必要があり、PDCA マネジメントサイクルに基づいた業務運営を徹底し、現場の状況や利用者の声をふまえた継続的な改善を図ります。 また、維持管理にも「Reborn」の視点を取り入れ、施設や植生、利用環境を単なる現状維持ではなく、価値を高めて次世代につなぐ「再整備・再設計」として進めます。
県民の森の効用の最大発揮と県民サービスの向上に関する事項	県民の森の更なる魅力と利用者満足度の向上を目指して、単なる施設の更新やプログラムの刷新にとどまらず、公園の空間・機能・意味そのものを構築し直すことを目指して、「Reborn」の視点を取り入れ、利用者ニーズに応じた公園の空間デザイン、新たな機能の付与などを進めます。 また、自然体感イベントや各種クラフト教室などを継続・深化させつつ、参加者とともに成長するプログラムへの転換、企業等の参画による里山づくり、多様な森林環境を生かした新たな教育プログラム開発などに取り組みます。

管理に係る経費の効率性に関する事項		県民の森条例において施設（会議室・工作室・アスレチック等）の施設利用料の規定がなく、施設運営にかかる収入はほぼ指定管理料に限られています。そのため、限られた財源の中で利用者満足度やサービス水準を維持・向上させるためには、従来の枠組みにとらわれない創意工夫が不可欠であり、指定管理料を最大限有効に活用することを前提とし、持続可能な管理運営体制の確立と、効果的なコストの最適化を図るため、以下の4つの視点から経費削減策を講じます。 ○業務の効率化とICTの活用による経費の削減 ○人材の多能工化と地域人材の活用による人的リソースの最適化 ○再委託の適正化と設備運用の最適化による直接経費の抑制 ○自然資源と外部連携の活用による循環型運営と財源多様化			
管理に必要な人員及び財政的基礎に関する事項		県民の森に、所長1名、イベント・広報担当（副所長兼務1名）、公園管理担当（1名）、リボーン担当（1名）を設置し、この4名は常勤とします。 また、季節変動の大きい植栽管理、高度な専門的スキルを必要とする特殊伐採、定期的な施設清掃などを担当するサポートスタッフ（非常勤職員）を必要に応じて2～3名確保し、植栽管理や安全確保などに向けた取組を充実させます。 財政的基盤については、安定的な収入を確保し、収支の黒字化を達成しています。収入の多くは安定的な指定管理料・委託料等であり、さらに調査事業や公園外部でのイベント受託など独自収入の確保にも注力していることから、指定管理施設を安定的に運営・管理する財政的基盤を有しています。			
収支計画書(千円)	年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	収入合計	37,548	37,797	38,046	38,295
	内訳	指定管理料	36,216	36,434	36,651
		自主事業収入	1,224	1,248	1,273
		その他の収入	357	364	371
	支出合計	37,548	37,797	38,046	38,295
収支計画書(千円)	年度	12年度			
	収入合計	38,546			
	内訳	指定管理料			
		自主事業収入			
		その他の収入			
	支出合計	38,546			

※ A4版2枚以内としてください。

三重県上野森林公園事業計画書の要旨

申請者名	NPO法人ECCOM
県民の平等な利用の確保に関する事項	豊かな里山環境が残る上野森林公園を舞台に、利用者が自然とふれあい、楽しみ、その素晴らしさを感じることで、心身の健康や癒やしを得られるような活動を展開します。これにより、地域の自然や公園がより一層愛され、大切にされる存在となり、人も生きものもいきいきと暮らす未来を育んでいくことを目指します。 その実現に向けて、私たちは行政の代行者としての基本姿勢に立ち、「人も自然も笑顔になれる公園」を理念として、設置目的や基本方針を遵守しながら、単なる維持管理にとどまるのではなく、公園から積極的に情報を発信し、地域社会とのつながりを深めながら、管理運営を進めます。 また、「公の施設」である上野森林公園の管理運営においては、高い倫理性・公共性・透明性をもって臨み、利用者の公平・公正な利用の確保、社会的弱者への配慮等により、県民の平等な利用を確保していきます。
三重県上野森林公園の適切な維持管理に関する事項	上野森林公園の設置目的である「県民の心身の健康の増進及び森林教育の振興に寄与」し、生物多様性の保全と自然とのふれあいの場としての機能を十分に発揮するためには、まずすべての利用者にとって安全・安心・快適な空間であることを最優先とし、仕様書に定められた管理基準を確実に満たし、園内を常に良好な状態に保ちます。 特に、森林の自然遷移をふまえた対応、湿地・森・池といった多様な自然環境の維持を重視し、希少な動植物の保全にも積極的に取り組むとともに、日常的に気軽に森林散策が楽しめるという上野森林公園の魅力をさらに高めます。 このためには、上野森林公園の適切な維持管理を計画的かつ効率的に行う必要があり、PDCA マネジメントサイクルに基づいた業務運営を徹底し、公園内各エリアの状況や利用者の声をふまえた継続的な改善を図ります。
三重県上野森林公園の効用の最大発揮と県民サービスの向上に関する事項	上野森林公園の立地条件、自然環境、動植物などを踏まえて、更なる魅力と利用者満足度の向上を目指し、参加者の関心・理解に対応し行動にもつながる自然体験イベント開催、森のまなびやにおけるインフォメーション・コンシェルジュ機能の強化、子どもたちが森林と出会い五感で学ぶプログラムなどを充実させます。 利用者の増加に向けては、健康増進や心身リフレッシュを軸とした利用促進、ペット同伴利用者への配慮、地域資源を活用した新規来客者の掘り起こしなどに取り組むとともに、SNSやメディアへの情報発信に注力します。

管理に係る経費の効率性に関する事項		上野森林公園条例において施設の施設利用料の規定がなく、施設運営にかかる収入はほぼ指定管理料に限られています。そのため、限られた財源の中で利用者満足度やサービス水準を維持・向上させるためには、従来の枠組みにとらわれない創意工夫が不可欠であり、指定管理料を最大限有効に活用することを前提とし、持続可能な管理運営体制の確立と、効果的なコストの最適化を図るため、以下の4つの視点から経費削減策を講じます。 ○業務の効率化とICTの活用による経費の削減 ○人材の多能工化と地域人材の活用による人的リソースの最適化 ○再委託の適正化と設備運用の最適化による直接経費の抑制 ○自然資源と外部連携の活用による循環型運営と財源多様化			
管理に必要な人員及び財政的基礎に関する事項		上野森林公園に、所長1名、イベント担当（副所長兼務1名）、植物管理担当（2名）、パークコミュニケーター（1名）を設置し、この5名は常勤とします。 また、季節変動の大きい植栽管理、高度な専門的スキルを必要とする特殊伐採、定期的な施設清掃などを担当するサポートスタッフ（非常勤職員）を必要に応じて2～3名確保し、植栽管理や安全確保などに向けた取組を充実させます。 財政的基盤については、安定的な収入を確保し、収支の黒字化を達成しています。収入の多くは安定的な指定管理料・委託料等であり、さらに調査事業や公園外部でのイベント受託など独自収入の確保にも注力していることから、指定管理施設を安定的に運営・管理する財政的基盤を有しています。			
収支計画書(千円)	年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	収入合計	43,744	44,056	44,369	44,682
	内訳	指定管理料	42,374	42,659	42,945
		自主事業収入	1,200	1,224	1,248
		その他の収入	170	173	176
	支出合計	43,744	44,056	44,369	44,682
収支計画書(千円)	年度	12年度			
	収入合計	44,997			
	内訳	指定管理料	43,515		
		自主事業収入	1,298		
		その他の収入	184		
	支出合計	44,997			

※ A4版2枚以内としてください。

食育をめぐる現状

ライフスタイルや働き方の多様化等に伴い、食生活のあり方が大きく変化しています。食卓と農林水産業の現場との距離が遠くなる中で、生産現場や持続可能な食料システムの構築に向けた消費者の理解を深めることが重要であり、これらの変化をふまえた食育が必要です。

国においても「第5次食育推進基本計画」（計画期間：令和8～12年度）の策定作業が進められており、重点事項として①学校等での食や農に関する学びの充実、②健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進、③国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大が示されています。

令和4年度に実施された食料自給総合対策調査特別委員会からは「地産地消の取組・地場産品の充実・食育の推進」を提言いただいたほか、本議会に提出している条例案においても、基本理念に「地産地消の推進を図ること」を明記しています。

具体的施策1 豊かな生活を支える食育の推進

取 組 指 標	区分	計画時 (R元 ^{一部} _{H30})	各年度実績値（目標値）				目標(R7)
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
朝食を毎日食べている子どもたち(小中学生)の割合の増加	小学生	95.2%	95.1%	94.3%	93.6%	93.5%	100.0%
	中学生	93.5%	93.0%	92.5%	91.5%	91.6%	100.0%
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合	全体	40.4%	42.3%	40.0%	※36.8%	※32.4%	55.0%
	20～30歳代	35.7%	35.3%	35.1%	※28.2%	※26.9%	45.0%
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活を実践する人の割合	全体	64.2%	63.5%	66.0%	※51.4%	※50.1%	75.0%

※令和5年度からアンケートの実施方法を変更したため、令和5年度以降は傾向を把握するための参考数値となります。

これまでの取組と課題

(1) 家庭での取組

- ・「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」の開催等による、学校や家庭での望ましい食習慣への意識付けの推進
- ・県HPやフリーペーパー、新聞広告等における、健全な食生活や健康に関する情報発信等による食育の普及啓発

(2) 学校、幼稚園および保育所等での取組

- ・栄養教諭等を対象とした食育ステップアップ講習会の実施による、学校での食育指導の充実
- ・6月の食育月間、毎月19日の食育の日における各学校での食育の取組について、実践例のWEBサイト等での紹介による学校関係者等に対する食育の普及啓発
- ・毎月第3日曜日をはさむ前後1週間に「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食による子どもたちに対する地域の食文化等の食育
- ・給食施設指導等を通じた保育所や幼稚園等における食育推進の支援

(3) 多様なつながりによる取組

- ・食品関連事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンの実施による、県民が県産農林水産物についての正しい情報や持続的な栽培方法で生産された農産物を自ら選択する知識の習得に向けた普及啓発
- ・社員食堂等における、県産食材を使用したメニューの提供や従業員の健康づくりに寄与する食育の支援

<課題> ・学校等での食と農林水産業に関する学びの充実
・働く世代の健康的な食習慣の確立

具体的施策2 豊かな地域を支える食育の推進

取 組 指 標	計画時 (R元 ^{一部} _{H30})	各年度実績値（目標値）				目標(R7)
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
学校給食における地場産物使用割合(金額ベース)の増加	59.2%	59.5%	57.8%	57.3%	54.1%	65.0%
市町食育推進計画の策定率の増加	65.5%	72.4%	82.8%	79.3%	82.8%	100%

これまでの取組と課題

(1) 農林水産業の理解を深める取組

- ・学校給食における地場産物の活用促進に向けた、学校給食従事者や生産者、食品関連事業者等関係者による検討会の設置と給食用加工品の検討・開発および栄養教諭向けの食育教材「みえの食材ノート」の作成

(2) 市町食育推進計画の策定支援

- ・市町食育推進計画が未策定となっている市町に対して、市町食育推進計画の必要性や策定にあたっての問題点について検討するなど、策定に向けた支援

<課題> ・学校給食における地場産物等の活用に向けた連携体制の確立
・県内全市町における市町食育推進計画の策定

具体的施策3 豊かな環境を支える食育の推進

取 組 指 標	区分	計画時 (R元 ^{一部} _{H30})	各年度実績値				目標 R7年度 (R6年度)
			R3年度 (R2年度)	R4年度 (R3年度)	R5年度 (R4年度)	R6年度 (R5年度)	
食品ロス量削減率	家庭系	-	- (49,219t)	34.9%減 (32,030t)	19.2%減 (39,762t)	43.4%減 (27,847t)	10%減 (44,297t)
	事業系	-	- (41,357t)	4.0%増 (42,998t)	5.2%減 (39,227t)	6.6%減 (38,646t)	10%減 (37,221t)

これまでの取組と課題

(1) 環境に配慮した食料生産と消費に向けた取組

- ・食品関連事業者等とフードバンク活動団体等との間で食品の提供および受け取りに関する連絡調整が容易に行えるウェブシステム「三重県食品提供システム」(通称「みえ～る」)の運用による「食品ロス削減」と「生活困窮者支援」の同時解決を目指す取組

<課題> ・食品ロス量のさらなる削減 ・市町や食品関連事業者等との連携強化

「第5次三重県食育推進計画」策定のポイント

- ☆すべての世代における健全な食生活の実践
- ☆「食」に関する消費者と生産者の距離を縮める取組の拡大
- ☆食品ロス量のさらなる削減に向けた連携強化

- ▷学校等での食と農林水産業に関する学びの充実、働く世代の健康的な食習慣の確立
- ▷学校給食での地場産物活用促進に向けた連携体制の確立、農林漁業体験を通じた生産現場への理解促進
- ▷業界と連携した取組による食品ロス削減、市町や食品関連事業者等と連携した啓発・情報発信

第1章 基本計画策定の考え方

1 策定の趣旨

農産物の生産の拡大と安定的な供給はもとより、食と農に対する県民の多様化する期待に応えていくため、力強い農業構造の確立や家族農業経営の維持・継続を図るなど、農業・農村の持続的な発展に向け、「産業政策」と「地域政策」の両面から施策を進めることで、農産物の生産拡大等の促進及び地産地消の推進を図り自給力を高め、食料自給率の向上をめざす計画とする

2 計画の性格

「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例」に基づき、施策の基本となる計画として策定するもので、農業者、関係機関をはじめ、消費者等の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの

3 計画の期間

令和8年度(2026年度)を初年度とし、令和17(2035)年度を目標年とする

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

- ・人口減少の本格化と高齢化の進行
- ・農業の担い手の減少、農業生産を支える労働力不足の表面化
- ・国内人口の減少による市場の縮小、世界人口の増加による市場の拡大
- ・温暖化や豪雨の頻発化等、気候変動による農産物の安定生産への影響拡大
- ・自然災害が一層激甚化・頻発化する中、災害リスクの増大
- ・家畜伝染病や新たな病害虫の発生による生産リスクの増大
- ・円安や国際情勢の影響で輸入する食料・資材の価格高騰が発生
- ・米の価格高騰に対して政府備蓄米放出の実施

- ・人口減少や高齢化による農村の活力の低下で集落機能の維持や活動組織による共同活動の継続が困難
- ・スマート農業技術の開発やその活用が拡大
- ・消費者ニーズの多様化、高度化
- ・農産物の持続的な供給に向け「合理的な価格形成」と「食品の付加価値の向上」に関する「食料システム法」の制定
- ・「みどりの食料システム法」が施行されるなど環境と調和のとれた産業への転換を促進
- ・「食料・農業・農村基本法」の改正及び同基本計画の策定
- ・三重県議会食料自給総合対策調査特別委員会からの提言

第3章 農業の振興及び農村の活性化に向けた基本的な考え方

1 農業・農村の果たす役割

- (1) 食料の持続的な供給
- (2) 多面的機能の発揮
- (3) 地域経済と就業の場を担う産業

2 めざすべき将来の姿

- (1) 安全・安心な農産物の生産が拡大し、安定的に供給されている姿
- (2) 力強い農業構造の確立とともに、家族農業経営に係る農業者その他の多様な農業者が参画する地域営農体制が構築され、地域農業が発展している姿
- (3) 農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿
- (4) 食品産業事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

3 基本計画の見直しにあたっての視点

- (1) 食料自給率の向上につながる農業生産の振興と販路の拡大
- (2) 力強い農業構造への転換に向けた多様な農業経営の確立
- (3) 地域資源の活用や多様な人材の参画による農業及び農村振興、安心して暮らせるための農村づくり
- (4) 農業生産の振興を支える地産地消の推進、収益力向上と合理的な価格形成の促進

第4章 農業の振興及び農村の活性化に向けた施策の展開

農業・農村の果たす役割をふまえ4つの基本施策と目標を定め、それぞれの基本施策において、第3章の3で定めた4つの「新たな計画における見直しの視点」を推進

(1) 基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の生産拡大と安定的な供給

基本目標指標	1 食料自給率(カロリーベース)(新)	2 農業産出等額	基本事業	
	県民に供給される食料のうち、県産でまかなえる食料の割合(カロリーベースで算出)	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額等の合計	1 水田農業の振興 2 園芸農業の振興 3 畜産業の振興 4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保	
現状値		目標値(R17年度)	現状値	目標値(R17年度)
41%(R5年度値)		49%(R16年度値)	1,328億円(R5年度値)	1,368億円(R16年度値)

(2) 基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える力強い農業構造の確立

基本目標指標	認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	基本事業	
	認定農業者のうち、所得が500万円以上の経営体が占める割合	1 新規就農者の確保・育成 2 農業経営体の持続的な経営発展の促進 3 農業を支える多様な担い手の確保・育成 4 農業生産基盤の整備・保全 5 農畜産技術の研究開発と普及	
現状値		目標値(R17年度)	
35.8%(R6年度値)		50%(R17年度値)	

(3) 基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

基本目標指標	農山漁村の活性化につながる新たな取組数(累計)	基本事業	
	農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした新たな経済活動につながる取組数	1 地域の特性を生かした農業の活性化 2 地域資源を生かした農村の活性化 3 多面的機能の維持・発揮 4 安全・安心な農村づくり 5 獣害につよい農村づくり	
現状値		目標値(R17年度)	
92取組(R6年度値)		279取組(R17年度値)	

(4) 基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

基本目標指標	消費者のニーズや行動に合わせた新たな価値創出件数(新)	基本事業	
	県産農産物等について、多様化する消費者ニーズや行動に合わせた商品やサービス等の件数	1 持続可能な食を支える食育・地産地消の推進(新) 2 新価値創出と戦略的プロモーションの推進 3 環境への負荷の低減につながる農業生産活動の促進(新)	
現状値		目標値(R17年度)	
51件(R6年度値)		106件(R17年度値)	

第5章 推進体制の整備

1 計画の推進体制

農業生産に取り組む主体である農業者、消費者や関係団体、行政が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた取組を展開し計画の推進に取り組む

県が果たす役割

- ①農業者や地域等の主体的な取組に対する支援
- ②普及指導活動によるマンパワーを生かした支援
- ③現場の課題解決につながる研究開発の実施
- ④市町が行う農村地域施策に対する補完と支援

2 農業生産の振興に向け特に注力する取組

「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例」改正の主な内容である「農業生産の振興」について、施策横断的に進める3つの取組に危機管理体制の取組を加えた4つの取組を特に注力して進める

- 取組① 農産物の自給力の強化
- 取組② 人口減少下における農業労働力の確保
- 取組③ 環境と調和した農業の実現
- 危機管理体制 家畜防疫対策の強化・徹底

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の生産拡大と安定的な供給

見直しの視点1 食料自給率の向上につながる**農業生産の振興**と販路の拡大

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R17年度)	
1 水田農業の振興	米、小麦、大豆の自給率（カロリーベース）（一部新）	83.2% (R3～5年度 平均値)	105.0% (R16年度値)	・主食用米の生産拡大 ・麦、大豆、飼料作物、米粉用米、輸出用米の生産拡大、ブランド米、業務用米の振興 ・高温等気候変動に対応した米品種の作付拡大 ・スマート農業技術の実装促進、稲作の節水型乾田直播等省力化技術の実証
	※米、小麦、大豆の3品目で目標値を設定			
2 園芸農業の振興	国内生産量に対する県内園芸品目生産量のシェア拡大（新）	100 (R6年度値) 令和7年8月段階 での最新値で測る	110 (R17年度値) 令和18年8月段階 での最新値で測る	・野菜の水田を活用した生産拡大、業務用需要への対応拡大 ・果樹の輸出対応産地づくり ・伊勢茶ブランドの強化、消費拡大、茶産地の振興 ・花きの産地PRなどによる販売促進、効率的な輸送体制の構築 ・省力化技術の導入、高温等気候変動に対応する技術や品種の導入推進
	※野菜6、果樹2、茶1の9品目で目標値を設定			
3 畜産業の振興	高収益型畜産連携体数（累計）	30連携体 (R6年度値)	46連携体 (R17年度値)	・収益力向上に向けた異業種との連携促進や施設整備の推進、経営規模拡大や効率化の促進 ・県産畜産物のブランド力向上、県産と牛の輸出拡大 ・飼料自給体制の強化、堆肥の肥料への活用促進 ・家畜伝染病の防疫体制の強化
4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保	農業の生産・流通における安全・安心確保率	100% (R6年度値)	100% (R17年度値)	・食の安全性確保に向けた取組推進 ・食に関わる事業者のコンプライアンス意識の醸成 ・卸売市場の衛生管理の高度化、卸売市場の 活性化に向けた 地産地消の取組促進

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える力強い農業構造の確立

見直しの視点2 **力強い農業構造への転換**に向けた多様な農業経営の確立

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R17年度)	
1 新規就農者の確保・育成	新規就農者数（単年度）	131人 (R6年度値)	193人 (R17年度値)	・就農から経営発展の各段階に応じたきめ細かなサポートの実施 ・農業ビジネス人材の養成 ・法人等における就農者受入環境の整備
2 農業経営体の持続的な経営発展の促進	担い手への農地集積率	47.7% (R6年度値)	70% (R17年度値)	・担い手への農地や経営の集約化、農作業の省力化や効率化の促進 ・家族農業経営の維持・継続も含めた地域計画の実行支援 ・企業参入やサービス事業体の活動促進
3 農業を支える多様な担い手の確保・育成	農業と福祉との連携による新たな就労人数（単年度）	56人 (R6年度値)	48人 (R17年度値)	・障がい者、女性、若者、外国人等の多様な人材を確保する仕組み構築 ・農福連携における施設外就労の拡大 ・農福連携への企業の参画促進
4 農業生産基盤の整備・保全	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	46.4% (R6年度値)	83.4% (R17年度値)	・農地の大区画化や農業用水路のパイプライン化などスマート技術に対応した基盤整備の推進 ・農業水利施設の保全管理体制の強化 ・優良農地の確保
5 農畜産技術の研究開発と普及	成果の創出と普及に向けた民間企業、農業者、大学等研究機関との研究連携数（新）（単年度）	30件 (R6年度値)	35件 (R17年度値)	・気候変動への適応等ニーズに応じた品種や技術の開発 ・スマート農業技術の活用など効率化・省力化を進める技術の開発 ・環境負荷低減につながる技術の開発

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

見直しの視点3 **地域資源の活用や多様な人材の参画**による農業及び農村振興、安心して暮らせるための農村づくり

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R17年度)	
1 地域の特性を生かした農業の活性化	地域活性化の実践・発展プラン策定数（新）	ープラン (R6年度値)	150プラン (R17年度値)	・中山間地域を含めた集落や産地における新たな人材の参画・育成や活動規模の拡大 ・多様な農業者等による地域営農体制の構築 ・多様なニーズに応じた基盤整備
2 地域資源を生かした農村の活性化	農山漁村の交流人口	1,757千人 (R5年度値)	2,087千人 (R16年度値)	・自然や食などの地域資源を生かした農泊の推進や地域活性化施設の整備による都市と農山漁村の交流の促進、所得と雇用機会の確保 ・地域資源を生かした商品の開発・販売の促進 ・より滞在時間の長い交流の促進 ・生活環境等の整備
3 多面的機能の維持・発揮	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地	ーha (R6年度値)	650ha (R17年度値)	・水路・農道の保全等多面的機能を支える共同活動の促進 ・広域化、外部団体等とのマッチング及び非農業者の参画による地域のコミュニティ機能増進
4 安全・安心な農村づくり	ため池や排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	5,123ha (R6年度値)	13,536ha (R17年度値)	・農業用ため池や排水機場の豪雨・耐震化対策および長寿命化 ・流域治水の推進による防災・減災機能の維持・強化
5 獣害につよい農村づくり	野生鳥獣による農業被害金額	240百万円 (R6年度値)	205百万円 (R17年度値)	・獣害対策を担う人材の育成や集落等における体制づくり、被害対策、生息管理等、総合的な獣害対策の実施 ・ジビエの安定供給体制の整備

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

見直しの視点4 **農業生産の振興**を支える**地産地消の推進**、収益力向上と**合理的な価格形成の促進**

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R17年度)	
1 持続可能な食を支える食育・地産地消の推進（新）	食育の推進を実施した件数（新）	42件 (R6年度値)	64件 (R17年度値)	・家庭や学校、地域等のさまざまな場面における食育の推進 ・地産地消の取組の推進や普及啓発を通じた県民運動の展開 ・合理的な価格形成の実現に向けた消費者理解の促進
	地産地消に主体的に取り組む事業者等数（新）	85件 (R6年度値)	107件 (R17年度値)	
2 新価値創出と戦略的プロモーションの推進	消費者のニーズや行動に合わせた新たな価値創出や魅力発信に取り組む企業等数（新）	89件 (R6年度値)	199件 (R17年度値)	・事業者間のマッチング、異業種の連携による新商品やサービス開発の促進 ・消費者のニーズや行動に合わせた新しい食品ビジネスの創出の推進 ・航空業界や観光事業者等との連携による三重の食のプロモーションの推進
3 環境への負荷の低減につながる農業生産活動の促進（新）	環境負荷低減事業活動に取り組む件数（新）	139件 (R6年度値)	500件 (R17年度値)	・環境負荷低減技術の実証・普及 ・環境負荷低減に取り組む農業者の認定 ・環境保全型農業直接支払制度の推進 ・有機農業の拡大、関係者の理解醸成

「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例」改正の主な内容である「農業生産の振興」について
「①農産物の自給力の強化」、「②人口減少下における農業労働力の確保」、「③環境と調和した農業の実現」の施策横断的に進める3つの取組と、
危機管理体制として「家畜防疫対策の強化・徹底」の取組を設定し、特に注力して進めます。

注力する取組① 農産物の自給力の強化

それぞれの品目や産地において、スマート農業技術の導入による生産性向上、気候変動に対応する生産対策の推進、飼料や肥料の自給体制の強化など、農産物の生産拡大に向けて必要な取組を展開します。

また、魅力ある県産農産物の販路拡大や地産地消など、県民をはじめとする消費者への供給の促進につながる取組を展開します。

関連する基本施策

取組方向	(1) それぞれの品目における生産の維持・拡大 ※米、小麦、大豆の3品目及び野菜6、果樹2、茶1の9品目で目標値を設定 ・ 水稻における多収品種の導入、米粉用米、輸出用米の拡大 ・ 加工・業務用需要等にも対応した水田における野菜の生産拡大 など	I
	(2) スマート農業技術の導入をはじめとする生産性の向上 ・ ICT等の活用によるスマート農業技術の導入 ・ スマート技術の導入に対応した新たな基盤整備の展開 など	I , II , III
	(3) 気候変動への対応や農業資材の自給体制強化による持続性向上 ・ 気候変動に対応する品種や技術の開発 ・ 原料を海外に依存する飼料や肥料の自給体制の強化 など	I , II
	(4) 県産農産物の販路拡大や、地産地消をはじめ魅力ある県産農産物の県民等への供給の促進 ・ 伊勢茶の消費拡大、茶・柑橘における輸出拡大、花きにおける販売促進 ・ 多様な世代に向けた食育や地産地消のさらなる推進 など	I , IV

注力する取組③ 環境と調和した農業の実現

それぞれの地域や産地において、環境保全型農業技術の導入や有機農業といった農業の自然循環機能が維持増進される農業生産活動の推進、耕畜連携等の地域資源の活用を拡大する取組の推進など農業における環境への負荷を低減する取組や、農業・農村が持つ県土保全や水源かん養など多面的機能の維持・発揮につながる取組を展開します。

関連する基本施策

取組方向	(1) 環境への負荷の低減に資する栽培体系への転換の推進 ・ 「環境保全型農業直接支払交付金」を活用した環境への負荷の低減につながる生産活動の促進 など	IV
	(2) 農業生産資材における地域資源の活用促進 ・ 耕種農家の生産した国産飼料を畜産農家が利用し、家畜に由来する堆肥を農地に還元する取組の促進 など	I , II , III
	(3) 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮 ・ 「多面的機能支払交付金」を活用した地域資源の保全や良好な景観形成等を支える地域の共同活動の促進 など	III

注力する取組② 人口減少下における農業労働力の確保

それぞれの地域や産地において、農福連携や、女性、若者、外国人等の農業・農村を支える多様な人材を確保する取組を展開します。

また、必要となる担い手を確保・育成するとともに、家族農業経営に係る農業者その他の多様な農業者も参画する地域営農体制を構築する取組を展開します。

関連する基本施策

取組方向	(1) 産地や農業経営体における多様な人材による労働力の確保 ・ 新規就農者の就農から経営発展の各段階におけるきめ細かなサポート ・ 障がい者、女性、若者、高齢者、外国人等の多様な人材の確保に向けた取組 など	II
	(2) 地域計画の取組を通じた話し合いの促進による担い手の確保・育成 ・ 集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣の担い手農業者との連携、企業の農業参入の促進 など	II
	(3) 家族農業経営に係る農業者その他の多様な農業者の参画による地域営農体制の構築 ・ 小規模な兼業農家や高齢農業者等の多様な農業者の参画・連携による地域農業・集落機能の維持向上 など	II , III

(危機管理体制) 家畜防疫対策の強化・徹底

高病原性鳥インフルエンザや豚熱、さらには隣国で発生し侵入の危険が高まっているアフリカ豚熱など、家畜伝染病の発生を未然に防ぐとともに、発生した場合、的確に対応するため、関係者が一致団結した危機管理体制を構築します。

取組方向

- | |
|--|
| (1) 家畜伝染病の侵入防止対策の強化・徹底 |
| ・ 人、物、車両による農場へのウイルスの持ち込み防止対策の強化・徹底 |
| ・ 野生動物の侵入防止対策の強化・徹底 など |
| (2) 家畜伝染病のまん延防止対策の強化 |
| ・ 高病原性鳥インフルエンザの野鳥におけるウイルス感染の有無等のモニタリング |
| ・ 豚熱の経口ワクチン散布の継続実施、野生イノシシの感染状況のモニタリング |
| 及び捕獲強化による個体数の低減 など |

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定

2 計画の位置づけ

「みえ元気プラン」および「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の目標を達成するための基本的な農業農村の整備計画

3 計画期間

令和8年度(2026)から10年後を見通す

第2章 三重県の農業および農村をめぐる情勢

1 農業および農村を取り巻く情勢の変化

- (1) 本格的な人口減少
- (2) 食料安全保障のリスクの顕在化
- (3) 自然災害の激甚化・頻発化
- (4) 農村地域における集落機能の低下
- (5) 農業・食関連産業のデジタル化
- (6) 国の農業政策をめぐる動き

2 三重県の農業および農村の現状と対応すべき課題

- (1) 農業の生産性・施設の保全管理
 - ・農業就業人口が減少する中、農業水利施設の適切な保全管理が困難な状況。
- (2) 農村の防災減災
 - ・自然災害が一層激甚化・頻発化する中、災害リスクの増大。
- (3) 農村の振興
 - ・集落機能の低下や活動組織による共同活動の継続が困難な状況。

第3章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割

役割1 農業の生産を支える基盤づくり

役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり

役割3 農村の振興を支える体制づくり

2 取組の展開に向けた見直し視点

農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、次の3点を見直しの視点としながら、地域での計画づくりに主体的に関与するとともに、めざす姿を地域の関係者と共有し、連携して農業農村整備を推進する。併せて、農業生産性の向上、農村の防災減災や地域活性化等に向けた農業農村整備施策について、必要性や役割を広く県民に情報発信する。

見直し視点1 食料の安定供給を支える農業生産基盤の強化に向けた新たな展開

見直し視点2 安心して暮らせるための農村づくりに向けた新たな展開

見直し視点3 多様な人材と地域資源がフル活用された農村振興に向けた新たな展開

3 農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿

① 生産性や収益性の高い農業

② 安全・安心な農村生活

③ 農村活力の維持・強化

第4章 整備方針と主要取組

整備方針と主要取組の重要ポイント

農業生産性の向上と安心・安全な農村づくりを図るとともに、**活力ある持続可能な農村の振興**に向けた取組を着実に推進する。

○限られた予算を一層効果的・効率的に活用し、さまざまな課題に対応するため、**選択と集中**により施策を推進する。

○**地域の特性を生かした**計画づくりに向け、市町をはじめ関係機関との連携等を促進し、地域の課題解決に向けた取組を進める。

○計画的な整備を行うため、施設の老朽度、県民への影響や地域の熟度等をふまえた**優先度を設定**して、目標達成に向けて取り組む。

○取組を円滑に推進するため、コスト縮減対策や国の諸制度の有効活用等により**整備経費の削減**や効果的な**地元負担金の軽減対策**に取り組む。

1 農業生産性の向上

農業生産基盤の維持・発展を図り、さらなる農地の集積・集約化を進めるため、農地の大区画化等のスマート技術に対応した**生産基盤の整備**、効率的な営農の実現に向けたパイプライン化等の**維持管理の省力化**に取り組むほか、農業水利施設が適切に機能を発揮できるよう**施設の保全対策**を進めるとともに、将来にわたり**地域の農業水利施設等を適切に保全していくための体制の構築**を推進する。

目標項目		指標	現状値 R6(2024)	目標値 R17(2035)
基本目標	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	集積率	46.4%	83.4%
基本事業	スマート技術や省力化に対応した基盤整備（新）	整備地区数	12地区	48地区
	更新が必要とされる基幹的農業水利施設における保全対策（新）	着手済施設数	22施設	42施設
	水土里ビジョンを策定した土地改良区の受益面積割合（新）	面積割合	-	85.0%

2 安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場の**豪雨対策および耐震化・長寿命化等の整備**とともに、ICTの活用等によるため池や排水機場の適正な**保全および管理体制の整備**、農地・農業水利施設を活用した**流域治水の取組**を推進する。

目標項目		指標	現状値 R6(2024)	目標値 R17(2035)
基本目標	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	被害防止面積	5,123ha	13,536ha
基本事業	農業用ため池の決壊を防止するための豪雨対策、地震対策および劣化対策	整備済ため池の数	62か所	175か所
	排水機場の耐震化および長寿命化	整備済排水機場の数	26か所	80か所
	田んぼダムに取り組む水田（新）	取組面積	168ha	950ha

3 活力ある持続可能な農村の振興

活力ある持続可能な農村を実現するため、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた**地域の共同活動や営農活動を支援**するとともに、組織の共同活動が持続的に行えるよう、**組織間の連携促進等、組織の体制強化**に取り組む。また、農業生産を支える地域に応じた**基盤整備と**地域資源活用につながる**活性化施設整備を一体的に推進**する。

目標項目		指標	現状値 R6(2024)	目標値 R17(2035)
基本目標	活力ある持続可能な農村の実現につながる新たな取組数（新）	取組数	-	174取組
基本事業	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地	活動増加面積	-	650ha
	組織の体制強化が図られた活動組織（新）	活動組織数	-	20組織
	中山間地域等で整備した生産基盤施設や生活環境および活性化施設	整備数	128施設	242施設
	中山間地域等直接支払制度を活用する集落が取り組む農用地	協定増加面積	-	50ha

第5章 推進体制

1 関係者の役割

2 推進体制

本計画に掲げる施策を着実に推進し目標を達成するために、それぞれの役割に応じた取組を関係者と連携して行う。「地域づくりのための農業農村連絡会議」を設置し、地域の計画づくりに向けた話し合いや取組を進める。

1. 計画の名称と考え方

(1) 名称 三重県ツキノワグマ管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）

(2) 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）

(3) 計画の期間 策定日 から 2027（令和9）年3月31日 まで
（三重県第13次鳥獣保護管理事業計画の期間内）

(4) 計画の対象地域 三重県全域

2. 現状と課題

三重県のクマは、国において、絶滅のおそれのある地域個体群（紀伊半島地域個体群）として位置づけられ、本県では三重県自然環境保全条例に基づき「三重県指定希少野生動植物種」に指定し、保護を図ってきた。しかし、近年、クマの分布域が拡大傾向にあり、人の生活圏への出没増加に加え、目撃件数についても令和6年度は令和5年度の約4倍に増加し、さらに人身被害も発生するなど、クマが人の命や生活を脅かす状況となっている。

そのため、「人とクマとの棲み分けを図り、クマによる被害を防止する」ことを目的とした特定計画を作成する。

3. 計画の目標

○ 人身被害ゼロ

○ 人の生活圏への出没防止

4. 目標を達成するための施策

計画の目標達成に向けて3つの施策を実施する。

(1) 被害防止対策

クマによる被害を防止するために、人の生活圏に出没するような問題個体の駆除や注意喚起などに取り組む

(2) 里地里山の管理

人の生活圏へのクマの出没・接近を抑制するために、人の生活圏と奥山の間で、緩衝帯（バッファゾーン）の整備や集落周辺における誘引物の管理・除去などに取り組む

(3) 自然環境の保全

人の生活圏への出没抑制を図るため、野生鳥獣が奥山で住みやすい環境の創出に取り組む

5. 施策等の実施方法

(1) ゾーニング管理

人とクマの活動区域を3つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに応じた取組を実施する。

区分	概念	主な取組
被害防止ゾーン	集落内や農地など人間の活動が盛んな地域（人の生活圏）	問題個体の駆除（緊急銃猟を含む）、出没情報提供の充実、防護柵の整備
緩衝ゾーン	人の生活圏とクマの生息域の間の地域（里山）	問題個体の駆除、緩衝帯の整備・維持、誘引物の管理・除去
生息・保護ゾーン	クマの生息に適した地域（森林）	問題個体の駆除、適切な森林整備の推進

複数ゾーンに跨る熊野古道においては、人身被害の未然防止に向けた取組を充実・強化する。

(2) 個体群管理

紀伊半島地域個体群が存続可能な個体数水準に管理していくことをふまえ、年間総捕獲数の上限目安を設定する。錯誤捕獲された個体は原則放獣する。

①ゾーニングによる捕獲 ②年間総捕獲数の上限目安の設定 ③錯誤捕獲の防止 ④隣接県間の連携

(3) モニタリング等調査

個体数の推計及び個体群の分布域の精度を向上させるため、生息状況などのモニタリングを継続して実施する。

①生息数推定調査 ②出没状況調査 ③被害状況調査 ④環境調査

6. その他事項

(1) 普及啓発・人材育成

(2) 捕獲者の育成

(3) 緊急対応と連絡体制の構築

「三重の森林づくり基本計画」に記載された施策の実施状況について、「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指 標	目標（R6）	実績（R6）	目標（R10）
公益的機能増進森林整備面積（累計）	14,780ha	11,752ha	30,300ha
山地災害危険地区整備着手地区数（累計）	2,279地区	2,288地区	2,359地区
新植地の被害率（獣害）	—	1.4%	0%
森林境界明確化面積（累計）	42,000ha	36,431ha	60,000ha

基本施策1-(1)「構造の豊かな森林」づくり

- 森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備を推進し、植栽や下刈、間伐等の森林整備を3,874ha実施しました。

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

- 山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧整備等に取り組むとともに、機能が低位な保安林の健全な成長を促進させるための調整伐等を実施しました。
- 「みえ森と緑の県民税」を活用して、流木となる恐れのある危険木の除去や流域の防災機能の強化を図るための森林整備等を実施しました。

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

- 森林経営管理制度の円滑な実施に向けて市町への支援に取り組んだ結果、令和6年度末までに22市町が森林所有者に対する意向調査を実施し、13市町が経営管理権集積計画を作成、さらにこのうち11市町が市町村森林経営管理事業を実施しました。



みえ森林経営管理支援センターによる支援（市町担当者向け研修会）

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

指 標	目標（R6）	実績（R6）	目標（R10）
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,565千人	1,352千人	1,613千人
森林環境教育支援市町数	25市町	22市町	29市町
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	220人・団体	214人・団体	300人・団体

基本施策3-(1)森林文化の振興

- 森林や木に親しみ、その大切さを知っていただくため、みえ森と緑の県民税を活用して「こども森の写真教室」を開催したほか、「第11回みえの森フォトコンテスト」を開催し、優秀作品を公共施設やショッピングセンター等で展示しました。
- 自然公園内の園地や自然歩道において、自然とふれあうイベントや体験ツアーを開催しました。

基本施策3-(2)森林環境教育・木育の振興

- 森林や木、木材の魅力に触れることができ、森林教育に気軽にアクセスしていただける施設を「みえ森林教育ステーション」として、新たに11施設を認定しました。
- 教育・保育関係者をはじめとする参加者が交流を図り、森林教育について考え話し合う場とするため、「第3回みえ森林教育シンポジウム」を開催しました。
- 「みえ森林教育ビジョン」の実現に向けた取組がさらに促進されるよう、「みえ森林教育プログラム」を作成し、県内すべての小中学校に配付しました。



自然体験ツアー



第3回みえ森林教育シンポジウム

基本方針2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

指 標	目標（R6）	実績（R6）	目標（R10）
県産材素材生産量	418千㎡	431千㎡	430千㎡
林業人材育成人数（累計）	385人	380人	645人
製材・合板需要の県産材率	51.5%	54.6%	60.0%

基本施策2-(1)林業及び木材産業等の振興

- 林業・木材産業のスマート化の実現に向けて、航空レーザ測量成果による森林資源情報の解析を実施したほか、林業現場におけるスマート技術の実装を先導するコア技能者の育成に取り組みました。
- スマート林業に関する技術や効果を広く普及・共有するため、「みえスマート林業推進協議会」において、ICT等の技術の活用方法に関する検討部会やスマート技術に関する研修会を開催しました。

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- 次代を担う林業の人材育成を進めるため、「みえ森林・林業アカデミー」において各種講座を開催し、基本3コースに県内外から新たに25名の受講生が参加したほか、より専門性の高い技術等を習得する選択講座に延べ154名が参加しました。
- 林業の新規就業者の確保に向けて、首都圏等での就業・就職フェアにおける就業相談を行ったほか、就業希望者を対象とした体験研修やインターンシップ等を実施しました。

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

- 中大規模建築物等の木材利用を促進するため、建築士のスキルアップや行政職員等を対象とした研修会を開催したほか、木造非住宅建築物の設計支援を行いました。



みえ森林・林業アカデミー選択講座（特殊伐採）

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

指 標	目標（R6）	実績（R6）	目標（R10）
森林づくり活動への参加団体数	120団体	120団体	124団体
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数（累計）	48者	57者	80者
三重の森林づくりへの関心度	42.0%	49.6%	50.0%

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

- 津市及びいなべ市において、新たに2件の「企業の森」の協定が締結され、森林づくりを社会全体で支える取組が進みました。

基本施策4-(2)木づかいの促進

- 県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で製作されている木製玩具を「ミエトイ」として位置付け、これらを体験できる場として、県内のイベント等に出展する「ミエトイ・キャラバン」を10回開催しました。
- 民間事業者による自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する『三重県「木づかい宣言」事業者登録制度』を推進し、新たに14事業者を登録しました。

基本施策4-(3)三重のもりづくりの意識の醸成

- 県民の皆さんのもりづくりに対する意識を醸成するため、志摩市阿児アリーナにおいて「みえ森林フェスタ2024志摩」を開催し、約1,600名の方が参加しました。



「木づかい宣言」登録書 授与式



みえ森林フェスタ